

協 議 事 項

仙台市災害対策本部受付分の配分について【案】

対象者の要件	他に該当する支援制度	配分額	想定対象者
震災により両親を亡くした児童（※1） （県独自基準への上乗せ）	災害弔慰金（500+250万） 4団体・県義援金（100万×2） 県独自義援金（50万） 総額 1,000万円	100万	6名 所要額 600万円
震災によりいずれかの親を亡くした児童（※1） （仙台市独自基準）	災害弔慰金（500or250万） 4団体・県義援金（100万） 総額 350～600万円	50万	100名 （速報値） 所要額 5,000万
住家に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、かつ、要介護3・4・5の方を在宅介護されている世帯 （仙台市独自基準）	（住家被害に対するの支援） 4団体・県義援金（75～100万） 生活再建支援金（100万～300万） 総額 175万～400万	20万	700名 所要額 14,000万
住宅に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、重度障害者（※2）がいる世帯 （仙台市独自基準）		20万	身体 920名 知的 170名 精神 90名 合計 1,180名 所要額 23,600万
住宅に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、23年度に小学校、中学校に入学者がいる世帯 （仙台市独自基準）		10万	小学生 500名 中学生 580名 合計 1,080名 所要額 10,800万

※ 1 児童とは平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方を言います

※ 2 身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

以上の基準で配分を行った場合、合計所要額は5億4,000万円となる。

現時点で寄せられた義援金から差し引くと約7,000万円が残額となる